

2. Q & A (よくある質問と回答)

課程認定申請に当たって、特に多い質問及びその回答について以下に記載する。

また、「3. 教育職員免許法施行規則及び教職課程認定基準等に関する質問回答集について（最終改定：令和3年11月2日）」についても参考にされたい。

なお、免許法改正に伴う経過措置の解釈や科目等履修生の取扱い等、法解釈及び免許状の取得・申請に関する質問については、[教育職員政策課法規係 \(menkyo@mext.go.jp\)](mailto:menkyo@mext.go.jp) へ問い合わせること。

●教職課程認定基準関係

No.	Q & A
○教職課程認定の単位及び学科等の目的・性格と免許状の相当関係について	
1	<p>Q それぞれの学部で開講する科目を利用して1つのカリキュラムを作成し、大学として課程認定申請をし、認定を受けることはできるか。</p> <p>A 現行制度において、教職課程認定は、学則に定められた組織のうち、定員を置く最小単位（学科や専攻、学部等連係課程実施基本組織、学科連係課程実施学科など（以下、「学科等」という。））に対して行うこととなっており、各学科等の目的・性格（学科等名称、学科等の設置理念及び学位（又は学科の分野）など）と免許状の教科等との相当関係について審査の上、その学科等において免許状の教科等の専門性が担保されることが確認されて初めて認定されるものである。このため、「大学」全体として認定を受けることはできない。</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」2(1)、(4) 「学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準」</p>
2	<p>Q 小学校教諭又は幼稚園教諭の教職課程の認定を受けるためには、当該課程を有する学科等が、教員養成を主たる目的とする学科等でなければならないとあるが、何をもって教員養成を主たる目的とする学科等と判断するのかが分からない。</p> <p>また、小学校教諭又は幼稚園教諭の教職課程の認定を受けるためには、附属学校を置かなければならぬのか。</p> <p>A (前段) 教職課程を置こうとする学科等の教育課程全体における教員養成に関する授業科目の占める割合、卒業要件における教員免許状取得のための必修科目の位置付け（単に含まれているだけではなく、卒業要件の必修科目として大きな割合を占めているかどうか）などの観点で判断する。開設すべき授業科目数の割合について、明確な基準があるわけではないが、少なくとも当該学科において開設される授業科目の半数以上が教員養成に関する授業科目でなかったり、教員養成に関する授業科目をほとんど履修せずに卒業できるような学位プログラムとなっていたりする場合には、教員養成を主たる目的とする学科等とはいえないと判断される。そのほか、学科等名称、学科等の設置理念、学位（又は学科の分野）及び教員養成に対する理念等を総合的に勘案して判断することになる。</p> <p>(後段) 大学設置基準第39条における「教員養成に関する学部又は学科」である場合は、附属学校を置かなければならぬが、幼稚園教諭及び小学校教諭の教職課程認定を受ける上での要件ではない。</p>

	<p>【参照】 「教職課程認定基準」 2 (6) 「教職課程認定審査の確認事項」 1 (5) 「学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準」</p>
○科目の開設及び修得方法について	
3	<p>Q 教職課程において開設すべき授業科目は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める最低単位数分さえ開設していれば問題ないか。</p> <p>A 大学は教職課程認定を受けようとする免許状の種類に応じて、法令に定める単位数以上の授業科目を開設しなければならない。また、教職課程認定基準や教職課程認定審査の確認事項において、校種に応じてそれぞれ開設すべき科目数が規定されているため、留意すること。</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」 3 (1)、4-1 (1)、(2)、4-2 (1)、(2)、(3)、4-3 (1)、(3)、4-4 (1)、(3)、4-6 (1)など 「教職課程認定審査の確認事項」 2 (4)</p>
4	<p>Q 施行規則及び教職課程認定基準において、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程における「教科に関する専門的事項」の科目区分では一般的包括的な内容を含むものでなければならないとされているが、一般的包括的な内容となっているかどうかをどのように確認すればよいか。</p> <p>A 一般的包括的な内容を一概に示すことはできないが、その科目の学問領域をおおまかに網羅するものであり、特定の領域に偏っていない内容を指す。例えば、中学校の社会の教職課程の「地理学（地誌を含む。）」の区分であれば、自然地理学、人文地理学及び地誌について、それぞれ偏りなく学修することが必要である。一般的包括的な内容となっているかどうかは、学習指導要領も参考にして、学習内容に偏りがないかどうかを確認すること。（学習内容を中学校及び高等学校のレベルに合わせるということではなく、分野の目安として参考にすること。）</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」 4-3 (1)、4-4 (1) 「教職課程認定審査の確認事項」 2 (1) 「教育職員免許法施行規則」第4条第1項表備考第2号</p>
5	<p>Q 中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程における「教科に関する専門的事項」について、施行規則第4条第1項表備考第1号に定める教科に関する専門的事項に関する科目の半数まで、認定を受けようとする学科等以外の授業科目又は共通開設の授業科目をあてることができるとの規定があるが、開設授業科目数の半数とは違うのか。</p>

	<p>A 施行規則第4条及び第5条第1項表備考第1号に定める教科に関する専門的事項に関する科目の事項の半数までである。</p> <p>例えば、高等学校教諭の理科の教職課程であれば、第2欄の教科に関する専門的事項は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物理学 ・化学 ・生物学 ・地学 <p>・「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」</p> <p>の5つの事項が規定されており、5の半数は2.5であるため、これを超えない事項（2つの事項分）までは、認定を受けようとする学科等以外の授業科目又は共通開設の授業科目をあてができる。</p> <p>なお、このほか、教科に関する専門的事項に関する科目の合計単位数で基準を満たすことも可能である。</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」4-3(2)、4-4(2)、4-8(1)</p>
6	<p>Q 昼間の課程（一部）と夜間の課程（二部）の併設の場合に、昼間の課程（一部）において開設する授業科目を夜間の課程（二部）における「教育の基礎的理義に関する科目等」などに含めることはできるか。また、通学課程と通信課程の場合についてはどうか。</p> <p>A (前段)</p> <p>教職課程認定基準7には、必要教職専任教員数の観点から、一部・二部を1つの課程とみなして必要教職専任教員数を充足させることができる旨を規定しているが、授業科目の開設に関する規定はしていないため、通常の教職課程と同様に、一部・二部それぞれにおいて授業科目を開設することが原則となる。</p> <p>なお、昼間の課程（一部）と夜間の課程（二部）はそれぞれ個別に教職課程認定を受けるものであるため、教職課程認定基準4-8により科目を共通開設することは可能である。</p> <p>(後段)</p> <p>できない。教職課程認定基準8では、必要教職専任教員数の観点では、通信課程の教職専任教員について、通学課程の教職専任教員をもってあてができる旨を規定しているが、授業科目の開設に関する規定はしていないため、通学課程、通信課程それぞれにおいて授業科目を開設することが必要である。</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」4-8、7、8</p>
7	<p>Q 「教科及び教科の指導法に関する科目」や「教育の基礎的理義に関する科目等」などとして開設されている授業科目を教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目としても差し支えないのか。</p> <p>A それぞれの趣旨に応じた内容であるのであれば、重複することについて問題はない。</p>
8	<p>Q 今まで、「学位を取得するための授業科目」と「教育の基礎的理義に関する科目等」などを、全て別に開設して履修させていたが、「教育の基礎的理義に関する科目等」などを教養科目などに位置付けて、「学位を取得するための授業科目群」に位置付けてもよいか。</p> <p>A 幼稚園又は小学校の教職課程においては、教員養成を主たる目的とする学科等に置かれていることから、「教育の基礎的理義に関する科目等」などは、「学位を取得するための授業科目群」のうちに含めることができが原則となっている。一方で、中学校及び高等学校等の教職課程における「教育の基礎的理義に関する科目等」などについては、それを要件としているが、教職課程認定の観点においては、このような位置付けに変更することは可能である。</p>

9	<p>Q 教育学部で開設している小免の「各教科の指導法」に開設する授業科目を他学部の小免の「各教科の指導法」と共通開設することは可能か。</p>
	<p>A できない。教職課程認定基準上「各教科の指導法」に開設する授業科目を共通開設することができるのは、4-8(2)vii) 又はviii) に挙げている組み合わせのみであり、複数の小免の教職課程において「各教科の指導法」に開設する授業科目を共通開設することはできない。「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目も同様に共通開設できない。</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」4-8(1)(2)</p>
10	<p>Q 1つの学科で複数の免許教科の教職課程認定を受ける場合（例えば、数学と工業）、1つの授業科目を数学と工業の「教科に関する専門的事項」として使用することはできるか。</p> <p>A 原則できない。ただし、教職課程認定基準に定められている場合に限り、「教科に関する専門的事項」を複数の課程において共通開設できる。</p> <p>質問にある数学と工業の場合については、教職課程認定基準において認められている組み合わせではないため、1つの授業科目を数学と工業の両方の教職課程における「教科に関する専門的事項」として共通開設することはできず、いずれか一方の授業科目とすることが必要である。</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」4-8(1)</p>
11	<p>Q 「教科に関する専門的事項」を共通に開設できる場合の特例（課程認定基準4-8(1)i)②等）について、例えば数学の「代数学」と情報の「情報社会・情報倫理」のように科目区分が異なっている場合でも共通開設は可能か。</p> <p>A 免許法施行規則上の科目区分が異なることから、それぞれの科目区分で求められる内容も異なるため、上記の組み合わせの場合は共通開設ができない。一方で、例えば、数学の「コンピュータ」と情報の「コンピュータ・情報処理」や、社会の「日本史・外国史」と地理歴史の「日本史」又は「外国史」等、科目区分が同様である部分において、授業科目の共通開設が可能である。</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」4-8(1)</p>
12	<p>Q 教育職員免許法施行規則第5条第1項表備考第6号により、工業の高等学校教諭一種免許状を取得する場合には、「教育の基礎的理解に関する科目等」と「各教科の指導法」の全部又は一部の単位を「教科に関する専門的事項」の単位をもって充てることができるが、大学が工業の教職課程認定を受ける場合に、この規定を前提にして、「教科に関する専門的事項」の単位で、所要資格のうち修得すべき単位の全部又は一部を満たすような構想で教育課程を編成することは可能か。（すなわち、「教育の基礎的理解に関する科目等」と「各教科の指導法」については、全ての授業科目を開設しないような教育課程で申請することは可能か。）</p> <p>A そのような教育課程を編成することは認められない。</p> <p>教職課程認定基準に定められているとおり、高等学校の工業の教職課程についても、教育職員免許法施行規則第5条第1項表備考第6号にかかわらず、「教育の基礎的理解に関する科目等」及び「各教科の指導法」は施行規則第5条第1項表に定める科目ごとに開設することが必要となっている。（工業の教職課程に限らず、教職課程認定基準において、大学は認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、法令に定める科目の単位数以上の授業</p>

	<p>科目をそれぞれ開設しなければならないと定められているところ。)</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」 4－4（6）</p>
13	<p>Q 施行規則に規定されている、各科目において含めることが必要な事項の1項目に対して1科目を割り当てる必要があるのか。</p> <p>A 改正後の施行規則において修得単位数が指定されていない事項については、同一科目区分内（「教育の基礎的理解に関する科目」など）において複数事項をまとめて開設することが可能。また、「教育課程の意義及び編成の方法」については、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合は、「教育の基礎的理解に関する科目」に含むことを要しない。ただし、最低修得単位数が規定されている事項（「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」など（「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」を除く。））については、他の事項を含めず当該事項のみで構成される科目を最低修得単位数以上（「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」においては1単位以上）開設しなければならない。</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」 4－1（2）、4－2（3）、4－3（4）、4－4（4）、4－6（2）、4－7（2）</p> <p>「教職課程認定審査の確認事項」 2（4）</p>
14	<p>Q 中学校及び高等学校の教職課程における「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目について、課程認定基準において開設単位数が規定されているが、その中に「複合科目」を含めることは可能か。</p> <p>A 「教科に関する専門的事項」の必要開設単位数に複合科目を含めることはできない。</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」 4－3（1）、4－4（1）</p>
15	<p>Q 「教科及び教科の指導法に関する科目」の単位の修得方法について、例えば中1種免（28単位修得）の場合、「各教科の指導法」を4単位必修かつ4単位選択必修とした場合においては、「教科に関する専門的事項」は、20単位以上必修と設定すればよいのか。</p> <p>A そのとおりに設定しても構わない。</p> <p>「教科及び教科の指導法に関する科目」については、施行規則に定める免許状取得において含むべき事項と単位数を満たした上で、残りの単位数の修得方法を大学により設定することが可能。</p> <p>また、「教科に関する専門的事項」と「各教科の指導法」は課程認定基準において最低開設単位数を規定しており、施行規則において最低修得単位数を規定している。</p> <p>幼稚園の「領域及び保育内容の指導法」においても同様。</p> <p>【参照】</p> <p>「教育職員免許法施行規則」第2条第1項表備考第1号、第3条第1項表備考第1号及び第3号、第4条第1項表備考第1号及び第6号、第5条第1項表備考第1号</p> <p>「教職課程認定基準」 4－1（1）、4－2（1）（2）、4－3（1）（3）、4－4（1）（3）</p>
16	<p>Q 「各科目に含めることが必要な事項」を、異なる科目区分や事項に組み込むことは可能か。</p> <p>A 「教科及び教科の指導法に関する科目」や「教育の基礎的理解に関する科目」などの各科目区分ごとに必要修得単位数が規定されるため、科目区分をまたがって複数の事項を含め</p>

	<p>た科目を設定することはできない（「教育課程の意義及び編成の方法」を除く。）。</p> <p>また、同一科目区分の一つの事項に他の事項の一部を含めた科目を設定することは可能であるが、1科目に複数の事項を含めた科目を開設した場合においては、科目名称や含める事項の取扱いに留意いただきたい。</p> <p>【参照】 「教職課程認定審査の確認事項」 2 (5)</p>
17	<p>Q 中一種免においては「各教科の指導法」の必修単位数が8単位となるが、教育実習に行く要件としてこの8単位を全て修得する必要があるのか。</p> <p>A 教育実習を行う上では、学校現場の教壇に立つにあたって必要な事項（教科専門や指導法に関する内容）を修得する必要があり、「各教科の指導法」についても学修しておくことが望ましいが、「各教科の指導法」を8単位全て修得することは必須ではない。</p>
○通信教育課程について	
18	<p>Q 通学課程と通信教育課程の科目・教員の同一性は、どこまで合致が必要か。</p> <p>A 課程認定基準8(2)を適用する場合においては、原則として、通学課程と通信課程の教育課程及び教育研究実施組織は完全に同じであることが必要となる。</p> <p>一方、通学課程と通信課程の教育課程及び教育研究実施組織が「同一」とみなされる範囲内においては、通信課程の特色上必要な修正を加えた場合であっても、課程認定基準8(2)の適用の範囲内となる。</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」 8 (2)</p>
19	<p>Q 通信教育の課程におけるシラバスの授業計画については、通信教育課程の実態に即して、15回にかかわらず記載してよいか。</p> <p>A 通信教育の課程における授業方法及び単位の計算方法は、大学通信教育設置基準第3条及び第5条において定められており、このうち「放送授業」「面接授業」「メディアを利用して行う授業」については、通学教育の課程と同様に、授業計画に授業回を記載することが必要。その際、授業回数については15回という制限はなく、学則などで大学通信教育設置基準に定める1単位当たりの時間数を満たすことを明記していれば、15回に限られない。</p> <p>また、「印刷教材等による授業」については、授業計画の授業回に代わるものとして、教科書の章立てなどの印刷教材について、ある程度の学修のまとまり毎に記載し、回数については実情に応じて記載していただきたい。</p> <p>コアカリキュラム対応表は、上記のシラバスに記載する授業回又は学修のまとまりに基づいて作成する。</p>
○教職課程コアカリキュラムについて	
20	<p>Q コアカリキュラムに示す「一般目標」又は「到達目標」を満たす上で、</p> <p>① 単独の事項において、到達目標1)（または一般目標(1)）を科目Aに、到達目標2)（または一般目標(2)）を科目Bに分けて設定することは可能か。</p> <p>② 単独の事項において、到達目標1)（または一般目標(1)）に示す内容を、科目Aと科目Bに分けて設定することは可能か。</p> <p>③ 事項AとBの両方を扱う科目Cにおいて、Aの到達目標1)（または一般目標(1)）に示す内容と、Bの到達目標1)（または一般目標(1)）に示す内容を両方含めた授業回を設定することは可能か。</p>

	A ①～③いずれについても、「一般目標」または「到達目標」いずれの場合も可能である。ただし、それらの科目は必修又は選択必修科目として位置づけ、免許状取得の要件を満たす上で必ず修得するように位置付ける必要がある。
21	<p>Q コアカリキュラムに示す内容は必修科目で扱う必要があるのか。選択科目も含めてもよいか。</p> <p>A 教員免許状の取得に必要な必修科目、選択必修科目において満たすことが必要である。なお、選択必修科目の履修により、コアカリキュラムに対応する授業の組み合わせが複数ある場合は、それぞれにおいてコアカリキュラムで扱うべき内容を満たす必要がある。</p>
22	<p>Q 各事項の括弧書きの部分（「学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。」など）は、何回程度授業に含める必要があるのか。</p> <p>A 括弧書きの部分に関し、シラバスにおいて当該事項に関する内容を明記し取り扱うのであれば、授業回数を指定するものではない。</p>
23	<p>Q 外国語（英語）コアカリキュラムの「教科に関する専門的事項（英語）」に記載のある【20単位程度を想定】について、カリキュラム（申請書）上において明確にする必要があるか。</p> <p>A コアカリキュラムに示す単位数はあくまで「想定」のため、必ずしも20単位で構成する必要はない。なお、外国語（英語）の「教科に関する専門的事項」のコアカリキュラム対応表には「一般的包括的科目」について各到達目標に記載している内容が含まれているか確認の上、記載する。</p>
24	<p>Q 「生徒指導の理論及び方法」「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」の到達目標の合計数は17個となるが、到達目標数が授業回数を上回っていても、目標を達成するための授業内容に無理がない構成であると大学が判断する場合において1科目（1回90分全15回）の中で、生徒指導と進路指導の複数事項を取り扱っても差支えないか。</p> <p>A 少なくとも、教職課程コアカリキュラムに示す内容について含まれているのであれば、複数事項をまとめて1科目で開設しても差し支えない。なお、1科目で複数事項をまとめて開設する場合の留意点については、Q&Aの13を参照のこと。</p> <p>【参照】 「教職課程認定審査の確認事項」 2 (5)</p>
25	<p>Q 「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」として各教科共通にメディアリテラシーを扱う科目を置くことは可能か。</p> <p>A 小学校の「各教科の指導法」における「情報通信技術の活用」を取り扱う科目として、国語、算数などの各教科をまたがった、メディアリテラシーを扱う科目を設置することは可能。（幼稚園の「保育内容の指導法」も同様に、「情報機器及び教材の活用」を取り扱う科目として領域をまたがった科目を設置することが可能）</p> <p>そのような科目を設定する場合においては、教職課程コアカリキュラムに記載のとおり「当該教科の特性に応じた情報通信技術の効果的な活用法」について取り扱う必要があるため、留意していただきたい。（「保育内容の指導法」も同様）</p> <p>なお、「当該教科の特性に応じた情報通信技術の効果的な活用法」を取り扱うことが必要となることから、中学校及び高等学校の「各教科の指導法」については、教科を横断した「情報通信技術の活用」を取り扱う科目の設置はできない。</p>
26	Q 教職課程コアカリキュラム対応表（教育実習）において、「幼稚園、小学校、中学校及び

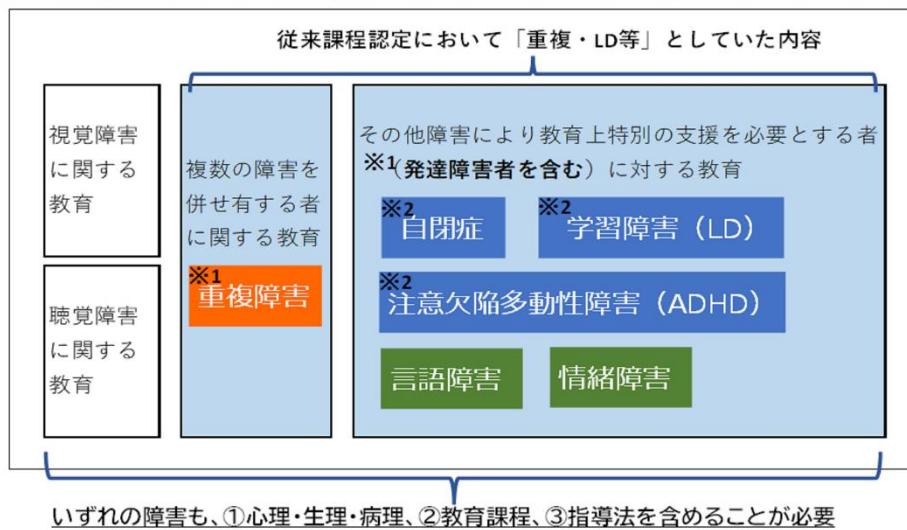
	<p>高等学校教諭免許状取得のための全ての教育実習（教育実習の中に学校体験活動を含める場合においては、学校体験活動も含む。）について各到達目標を満たしていることを確認の上、確認欄に「○」印を記載すること。」とあるが、「全ての教育実習」に養護実習は含まれるのか。</p> <p>A 養護実習については教職課程コアカリキュラムにおける「教育実習」とは異なる区分のため、対応表の提出は不要である。</p>
27	<p>Q 4年制の大学で一種免許状の認定を受けている課程において、二種免許状の授与要件だけを満たして卒業時に免許状を取得する場合がある。このような場合にも対応できるように、二種免許状に係る科目だけでコアカリキュラムの内容を満たせるように科目を構成しておく必要があるか。</p> <p>A 二種免許状の授与要件に係る科目でコアカリキュラムの内容を満たせるように履修することが望ましいが、一種免許状の課程認定においては二種免許状に係る科目だけでコアカリキュラムの内容を満たせるように科目を構成しておくことを求めるものではない。</p>
28	<p>Q 他大学の新課程で科目の単位を修得した学生を新課程の大学が受け入れ、免許状取得に不足する単位を履修させる場合、既修得単位とコアカリキュラムの対応を確認した上で履修指導を行う必要があるか。</p> <p>A 免許法及び同法施行規則において、教職課程コアカリキュラムの内容を履修することは免許状授与の要件として定められていないため、既修得単位と教職課程コアカリキュラムの対応関係を受け入れた大学が確認する必要はない。</p>
29	<p>Q 専修免許状の課程について、「教職課程コアカリキュラム対応表」の提出は必要か。</p> <p>A 不要である。</p>
30	<p>Q 同一教科のクラス分け科目について、シラバスの内容が同一であれば、一方のクラスは教職専任教員、もう一方は兼任教員等の別の担当者であってもコアカリキュラム対応表は1種類の提出で構わないか。</p> <p>A 同一科目のクラス分け科目について、教員が異なっていてもシラバスが同一であれば、シラバス及びコアカリキュラム対応表は1種類の提出で構わない。 同一科目で担当教員によりシラバスの内容が異なる場合においては、シラバス及びコアカリキュラム対応表はそれぞれ提出する必要がある。</p>
31	<p>Q 教職課程コアカリキュラムと外国語（英語）コアカリキュラムの両方が適用となる「各教科の指導法（英語）」は、どのようにして対応表を作成するのか。</p> <p>A 外国語（英語）コアカリキュラムにより確認を行うため、対応表も外国語（英語）コアカリキュラムのみ作成する。</p>
32	<p>Q 「保育内容の指導法」の事項に、複数の領域について取り扱う授業（「保育内容総論」など）を開設しコアカリキュラムの内容を満たす際に、コアカリキュラム対応表にはどのように記載すればよいか。</p> <p>A 当該科目に含まれる事項それぞれの「対応授業科目」欄に記載する。（5領域全ての内容を含む科目であれば、5領域全ての欄にそれぞれ記載する。）</p>
33	<p>Q 1コマ90分半期15週実施している講義科目について、例えば1コマ105分半期13週とし、現状（1350分）より学習時間数は増加する（1365分）場合には、15回を下回る授業回</p>

	<p>数でシラバスを作成して構わないか。</p> <p>A 学則などにより、大学設置基準第21条などで定める単位認定に必要な学修時間を満たしていることが明記されていれば、15回を下回る授業回数でもシラバスを作成することは可能。ただし、1回あたりの授業回の時間が90分～105分の範囲から極端に異なる場合は、シラバス中の授業計画欄にも1授業回あたりの時間（〇分）を記載すること。</p>
34	<p>Q シラバス作成において、各学習指導要領に掲げる主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点を取り入れていることを明記する必要があるか。</p> <p>A アクティブ・ラーニングに関する文言をシラバスに明記することは必須ではない。 授業内容の構成にあたっては、各学習指導要領及びコアカリキュラムの内容を踏まえて行うことが求められており、アクティブ・ラーニングについてはこれらの審査を通じて確認される。</p>
○幼稚園の教職課程について	
35	<p>Q 「領域に関する専門的事項」と「保育内容の指導法」について、5領域全ての単位修得を免許状授与の要件とするものではないと解してよいか。</p> <p>A 「領域に関する専門的事項」については、5領域全ての単位修得を免許状授与の要件とするものではないが、課程認定基準において最低開設科目数を規定している。 「保育内容の指導法」については、「幼稚園教育要領に掲げる事項に即し、包括的な内容を含むこと」が免許状授与の要件とされているため、5領域それぞれについての学修が必要である。一方、科目開設については規定されていないため、個別の科目の開設は必須ではない。</p> <p>【参照】 「教育職員免許法施行規則」第2条第1項表備考第1号、第2号 「教職課程認定基準」4-1(1)</p>
36	<p>Q 領域に関する専門的事項について、「環境と言葉」という「複合領域」の科目を開設した場合、課程認定基準における2領域の科目を開設したことになるか。</p> <p>A 領域ごとに授業科目を開設する必要があるため、「複合領域」科目の開設により2領域を1科目で開設したことにはならない。</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」4-1(1)</p>
37	<p>Q 幼稚園教職課程において、「領域に関する科目」として開設していた科目を「大学が独自に設定する科目」として開設する場合、当該科目を担当する教職専任教員を「必要教職専任教員数」に含めることができるか。</p> <p>A 「大学が独自に設定する科目」の区分に開設する科目の担当教職専任教員を幼稚園の教職課程における必要教職専任教員数に算入することはできない。</p>
38	<p>Q 「保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」においては、該当する全科目のシラバスの内容に「情報機器及び教材の活用」が必要となるのか。</p> <p>A 「保育内容の指導法」の区分に開設する必修科目及び選択必修科目全体として、コアカリキュラムに定める内容が含まれているか確認を行うので、「情報機器及び教材の活用」を取り扱う科目を「保育内容の指導法」のみを扱う科目と分けて開設することができる。また、5領域それぞれについて教職課程コアカリキュラムの内容を満たす限りにおいては、「保育内容の指導法」として開設する科目の全てに「情報機器及び教材の活用」の内容を含めるこ</p>

	とは必須ではない。
39	<p>Q 幼稚園の教職課程をもつ大学は保育士資格課程を併せ持つ場合が多いが、コアカリキュラムの内容を含めた上で、それぞれの科目を紐づけ、相互に科目の読み替えや名称統一・共用を図ってよいか。</p> <p>A 当該科目の名称・内容及び担当教員の業績が教職課程の科目として適当であれば、保育士資格科目と併せて開設して差し支えない。</p> <p>また、「保育内容の指導法」についても、少なくとも教職課程コアカリキュラムで必要とする事項を満たしている限りにおいては、保育士資格科目と併せて開設して差し支えない。</p> <p>なお、幼稚園の教職課程と保育士養成課程の科目を併せて行う場合の科目名称例は、「2. 各科目的名称例について」に※印付きで記載しているので、参照いただきたい。</p>
40	<p>Q 幼稚園の教職課程において「領域に関する専門的事項」の科目を開設する場合、幼稚園及び小学校の教職課程において教科と領域の共通開設はできないが、それぞれの課程において教職専任教員を確保しなければならないのか。</p> <p>A 幼稚園の「領域に関する専門的事項」と小学校の「教科に関する専門的事項」を取り扱う科目的共通開設はできない。</p> <p>ただし幼稚園の「領域に関する専門的事項」（又は「複合領域」）を担当する教職専任教員と小学校の「教科に関する専門的事項」（又は「複合科目」）の両方を担当する教職専任教員については、それぞれの課程において教職専任教員とすることができる。なお、その場合においては、当該担当教員が両方の科目を担当することが適当な業績を有していることが前提となる。</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」4-1(3)(※3)、4-2(5)</p>
41	<p>Q 「領域に関する専門的事項」について、どのような内容を含めるべきか。</p> <p>A 「領域に関する専門的事項」の内容については、幼稚園教育要領を踏まえるとともに、「平成28年度幼稚園教諭の養成課程のモデルカリキュラムの開発に向けた調査研究－幼稚園教諭の資質能力の視点から養成課程の質保証を考える－」報告書も参考にしつつ、各大学において検討いただきたい。なお、同モデルカリキュラムは審査において活用されるものではない。https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1385790.htm</p>
○特別支援学校教諭の教職課程について	
42	<p>Q 「特別支援教育に関する科目」について、教育職員免許法施行規則第7条表第2欄及び第3欄の授業科目は、特別支援教育を内容とするものであれば、どのような授業構成でも問題ないか。</p> <p>A 第2欄の「特別支援教育領域に関する科目」については、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に関する教育領域（以下、「5領域」という。）のうち、いずれか一つの教育領域を中心として教授する授業科目でなければならない。また、「中心となる教育領域」以外の教育領域を含む場合には、「含まれる教育領域」を明確にすることが必要である。</p> <p>また、第3欄の「免許状に定めることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」についても、「含まれる教育領域」を明確にすることが必要であり、さらに「中心となる教育領域」があれば、明確にすることが必要である。</p>

	<p>なお、第2欄及び第3欄において、それぞれ「心理、生理及び病理に関する科目」と「教育課程及び指導法に関する科目」の2種類の科目区分があるが、それぞれの科目で扱うべき内容は異なっており、各授業科目において、障害種に応じた適切な内容を取り扱うことが必要である。各授業科目的授業計画はもとより、教育課程全体において学生が体系的に学修できるように編成すること。</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」 4－5 (2)、(3)</p>
43	<p>Q 上記質問にある「中心となる教育領域」と「含まれる教育領域」は具体的にどのように判断すれば良いか。</p> <p>A 授業科目的シラバスにおける授業計画中、半分以上の時間において一の教育領域の内容を取り扱うこととなっている場合には、その教育領域を「中心となる教育領域」として取り扱うことが適当である。「含まれる教育領域」については、授業計画中取り扱われている「中心となる教育領域」以外の教育領域を指す。</p>
44	<p>Q 教育職員免許法施行規則第7条第1項表第3欄の「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」において、具体的にどのように授業科目を開設すればよいのか。同項表備考第5号における「その他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項」とはどのような内容を指しているのか。</p> <p>A 教育職員免許法施行規則第7条第1項表第3欄の単位は、同項表備考第5号に基づき、5領域のうち、免許状に定められることとなる教育領域以外と複数の種類の障害を併せ有する者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者（発達障害者を含む。）に対する教育に関する事項について単位を修得することが必要となっている（全ての事項に関して「心理、生理及び病理に関する科目」と「教育課程及び指導法に関する科目」の内容を取得することが必要である。）。</p> <p>免許状に定める特別支援教育領域によって、第3欄の科目として修得すべき内容が異なるため、各大学においては、教職課程認定を受けようとする特別支援教育の領域に応じて、必要な事項を含めた授業科目を開設すること。</p> <p>例えば、「知的障害者、肢体不自由者、病弱者」の3領域で認定を受ける場合、「免許状に定められることとなる教育領域以外と複数の種類の障害を併せ有する者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者（発達障害者を含む。）に対する教育に関する事項」は、次頁の図のとおりとなる。</p> <p>特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム策定前に「重複・LD等」としていた内容についても漏れなく含むような教育課程を編成すること。</p> <p>なお、授業内容については、特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムを参照の上、作成すること。</p>

【参考】例：知的・肢体・病弱の免許状の場合の第3欄の科目に含める内容



(※1) 重複障害者に関する教育の領域、発達障害者に関する教育の領域に関する内容は、特支免カリキュラムの第3欄の科目に記述されている。

(※2) 発達障害者に関する教育の領域として、特支免カリキュラムにおいては、「学習障害(LD)」、「注意欠陥多動性障害(ADHD)」、「自閉症」について記述されている。

【参照】 「教育職員免許法施行規則」第7条第1項表備考第5号

「令和4年度教職課程認定基準等の改正に関する事務担当者説明会」資料3

45	<p>Q 重複障害に関して、「教育課程」のコアカリキュラムは存在するが、「心理・生理・病理」や、「指導法」のコアカリキュラムが存在しない。重複障害者の「心理・生理・病理」や「指導法」の授業内容については何を参考しどのように考えればよいか。</p>
	<p>A 重複障害者とは、当該学校に就学することになった障害以外に他の障害を併せ有する児童生徒であり、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由及び病弱について、原則的には学校教育法施行令第22条の3において規定している程度の障害を複数併せ有する者を指す。 したがって、重複障害の「心理・生理・病理」及び「指導法」については、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由及び病弱それぞれのコアカリキュラムを参考し、併せ有する障害の状態を想定しつつ、学校における実際の指導内容を考察できるような授業内容とすること。</p>
46	<p>Q 免許状に定められることとなる特別支援教育領域が、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育の3領域で教職課程認定を受けており、その後に、視覚障害者に関する教育領域の認定を追加で受ける場合、授業科目の開設及び教職専任教員の追加はどうなるのか。</p>
	<p>A 授業科目については、教育職員免許法施行規則第7条表第2欄「特別支援教育領域に関する科目」のうち、視覚障害者に関する教育の領域に関する「心理等に関する科目」を1単位以上、「教育課程等に関する科目」を2単位以上含む計8単位について新たに授業科目を開設することが必要である。追加で必要となる教職専任教員数については、「視覚障害者に関する教育」の「心理等に関する科目」で1人以上、「教育課程等に関する科目」で1人以上を追加で置かなければならない。</p>
	<p>【参照】 「教職課程認定基準」4-5(4)</p>
47	<p>Q 特別支援学校教諭専修免許状の取得に関して、以下のとおりの解釈でよいか。</p>

	<p>(例) 特支専免（視・聴）2領域の認定課程において、24単位を修得した場合</p> <p>(1) 特支一種免（視・聴）の取得者は、特支専免（視・聴）の取得が可能。</p> <p>(2) 特支一種免（知・肢・病）の取得者は、特支専免（知・肢・病）の取得は不可能。</p> <p>A いずれも貴見のとおりである。</p>
48	<p>Q 平成18年度課程認定審査における経過措置として、「平成18年度に申請を行う大学については、学部・学科等に基礎を置く特別支援教育に関する特別専攻科において、特別支援学校教諭一種免許状の課程認定を受けようとする場合は、学部、学科等の教職専任教員をもって代えることができる」との事務連絡があったが、当該経過措置は現在でも有効か。</p> <p>A 上記経過措置は、平成18年度教職課程認定申請時においてのみ有効であり、現在は有効ではない。</p> <p>そのため、特別支援学校教諭一種免許状の課程認定を受けている大学の専攻科においては、学部、学科等の教職専任教員を変更届によって変更する場合、変更後の教職専任教員については、専攻科の教職専任教員にあてることはできないことに注意すること。</p> <p>なお、平成18年度教職課程認定を受けた大学の専攻科について、現行基準に照らした際に、専攻科における必要教職専任教員数を満たしていない場合には、新たに専攻科における教職専任教員を採用すること。</p>
○ 「特別の支援を必要とする児童、生徒に対する理解」について	
49	<p>Q 「特別の支援を必要とする児童、生徒に対する理解」について、「児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」と合わせて1科目として開設してもよいか。</p> <p>A 「特別の支援を必要とする児童、生徒に対する理解」については、施行規則において1単位以上の修得が必要と定められているため、他の事項と併せての開設はできない。（養護教諭及び栄養教諭の教職課程も同様。）</p> <p>【参照】 「教職課程認定審査の確認事項」2(4)</p>
50	<p>Q 「(3) 障害はないが特別の教育的ニーズのある児童、生徒」の授業内容は、授業全体のどれだけの比重を要するか。一時的な疾病、アレルギー、ジェンダー、宗教・文化による配慮等も対象になるか。</p> <p>A 教職課程コアカリキュラムにおける全ての一般目標及び到達目標を満たす限りにおいては、授業全体における各事項の割合は大学の裁量によるところであり、「(3) 障害はないが特別の教育的ニーズのある児童、生徒」の項目において、特定の分野に偏らない限りにおいては、個々の分野の設定は大学の裁量で設定することは可能。</p>
51	<p>Q 「特別の支援を必要とする児童、生徒に対する理解」について、一般目標の(1)と(2)を満たす単独の科目(1単位)を開設した上で、既存科目(教育に関する社会的、制度的又は経営的事項)の一部分で(3)を満たすように授業科目を開設することは可能か。</p> <p>A 「特別の支援を必要とする児童、生徒に対する理解」については、単独で1単位以上の科目を開設することが必要であるため、他の事項と組み合わせて内容を構成することはできない。一方、一般目標の(1)(2)を満たす単独の科目(1単位)を開設したうえで、別途(3)を満たす科目を「教育の基礎的理解に関する科目」の区分に開設し、必修又は選択必修科目として位置づけることは可能。</p>

○「総合的な学習の時間」について	
52	<p>Q 「総合的な学習（探究）の時間の指導法」と「特別活動の指導法」の事項を含んだ科目を開設することは可能か。</p> <p>A 少なくとも、教職課程コアカリキュラムに示す内容について含まれているのであれば、同一科目区分内において他の事項（特別活動の指導法など）と組み合わせて開設することは可能である。 ただし、その場合においては、両方の事項を適切に表した科目名称であること、及び、両事項のコアカリキュラムを踏まえた科目内容であることが求められる。</p> <p>【参照】 「総合的な学習の時間の指導法」の審査の考え方</p>
53	<p>Q 小・中学校の「総合的な学習の時間の指導法」に関する業績は高等学校における「総合的な探究の時間の指導法」の業績として認められるか。</p> <p>A 「総合的な学習の時間の指導法」の業績における対象学校種は問わないが、認定を受けようとする免許状の学校種又は隣接校種の業績が望ましい。</p>
○「学校体験活動」について	
54	<p>Q 「学校体験活動」の取扱いについて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 「教育実習」と一体のものとして、単位認定しなければならないか。 ② 「学校インターンシップ」を「大学が独自に設定する科目」に小・中免の選択科目として設置することは可能か。 ③ ②で設置した場合にも、実習計画書及び実習校の受入承諾書を提出する必要があるか。 <p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 教育実習と分けて科目を開設する必要がある。（事前事後指導のように、教育実習の単位数の中に学校体験活動を含めることはできない。） ② 可能である。 ③ 「大学が独自に設定する科目」に開設する場合には計画書及び実習校の受入承諾書の提出は必要ない。
55	<p>Q 学校体験活動を教育実習の一部とする場合において、通常の教育実習と同様に、例えば2週間連続など短期集中型とすることは可能か。あるいは、通常の教育実習と異なり長期間に渡って継続的に実施する必要があるのか。</p> <p>A 実施期間については制限はないため、大学及び実習校との調整により、短期集中型の実施としても差し支えない。</p>
56	<p>Q 学校体験活動の実習先について制限はあるのか。</p> <p>A 学校体験活動においては、当該免許種の学校種に実習に行くことが望ましいが、学校体験活動を行うべき学校の要件は定められていない。また、教育実習における実習先と一致させることは必須ではない。なお、学校体験活動は基準に定める範囲において共通開設をすることが可能である。</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」 4－8</p>
57	<p>Q 学校体験活動は体験とはいえ、設定する場合には事前・事後指導が必要と思うが、事前・事後指導の時間数を含めて1単位としてよいか。その場合、体験活動そのものの時間は1単位分を下回ることとなる。</p>

	<p>A 学校体験活動における事前事後の指導についても学校体験活動の単位認定に係る一部分であると考えられるため、事前事後の指導時間も含めて1単位とすることは可能である。また、教育実習の事前事後指導（1単位）の中に学校体験活動の事前事後指導を含めても構わない。</p>
58	<p>Q 既存科目を、教育実習の一部として実施する学校体験活動として改めて認定を受ける場合において、承諾書の日付は当初承諾を得た日付でも差し支えないか。また、様式第5号は作成する必要があるか。</p> <p>A 教育実習の一部として既存の学校体験活動を移設する場合においても、教育実習と同様に、改めて受入承諾書を提出する必要がある。</p>
59	<p>Q 教育実習の一部として学校体験活動を行う場合において、同一教科の中高免許を取得する際は中高それぞれの活動に参加する必要があるのか。</p> <p>A 学校体験活動は、現行の教育実習と同様の基準により共通開設が可能であるため、学校体験活動が中学校及び高等学校で共通開設されている場合においては、中高両方の免許状の科目として使用することが可能である。</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」 4－8</p>
60	<p>Q 「教育実習に学校体験活動を含んだ場合には、他の学校種の免許状取得における教育実習の単位流用を認めない。」の解釈は以下のどちらになるか。</p> <p>① 例えば、A免許状取得のための教育実習に必要な単位（5単位）について、教育実習3単位（事前事後指導1単位含む。）及び学校体験活動2単位を修得する場合、当該教育実習3単位及び学校体験活動2単位のいずれについても、他校種のB免許状取得のための教育実習の単位として流用することができない。</p> <p>② 例えば、C免許状取得のための教育実習に必要な単位（4単位）について、学校体験活動2単位を修得する場合、不足する2単位分については、他校種のD免許状取得のための教育実習に必要な単位を流用することができない。</p> <p>A 教育実習に係る必要単位を他校種免許状からの単位流用と組み合わせて構成する場合において、不足分の単位数は必ず当該校種の教育実習の単位である必要がある。（不足分を学校体験活動で充てることはできない。）その場合において、 ①の場合は、教育実習の3単位分については他校種への単位流用が可能である。 ②の場合は、他校種からの単位流用を組み合わせて必要単位数を構成する場合においては、不足分を学校体験活動で充てることはできない。</p> <p>【参照】 「教育職員免許法施行規則」 第2条第1項表備考第8号</p>
○ 「大学が独自に設定する科目」について	
61	<p>Q 「大学が独自に設定する科目」について、改正前の「又は科目」のように、「教科及び教職に関する科目」で法定最低修得単位数を超えて履修した単位を、「大学が独自に設定する科目」の単位として流用することができるのか。</p> <p>A 「大学が独自に設定する科目」の考え方については、基本的には従前の「教科又は教職に関する科目」等のいわゆる「又は科目」の考え方と同じであり、「教科及び教職に関する科目」で法定最低修得単位数を超えて履修した単位を、「大学が独自に設定する科目」の単位として流用することができる。また、「大学が独自に設定する科目」には、教科（領域）に</p>

	<p>関する専門的事項に準ずる科目として、理科や数学の免許状における「理数探究」のような教科を横断した科目や、幼小連携などの学校種の連携に主眼を置いた科目の設定も可能である。</p> <p>【参照】 「教育職員免許法施行規則」第2条第1項表備考第14号</p>
62	<p>Q 「大学が独自に設定する科目」は、開設しないこととしても差し支えないか。</p> <p>A 「教科及び教科の指導法に関する科目」と「教育の基礎的理解に関する科目等」に開設している科目がそれぞれの最低修得単位数を満たしており、かつそれぞれの最低修得単位数を超える単位数の合計が「大学が独自に設定する科目」の最低修得単位数を超えている場合においては、「大学が独自に設定する科目」を開設しないこととして差し支えない。</p>
63	<p>Q 専修免許状の教職課程の科目の開設にあたって、「教科に関する専門的事項」のみ開設し「教育の基礎的理解に関する科目等」は開設しないこととして差し支えないか。</p> <p>A 差し支えない。</p>
64	<p>Q 社会福祉などの保育士養成課程の専門科目や特別支援学校教諭免許状の教職課程の科目を「大学が独自に設定する科目」に位置付けることは可能か。</p> <p>A 施行規則に定める各科目区分に準ずる内容であれば、可能である。</p> <p>【参照】 「教育職員免許法施行規則」第2条第1項表備考第14号</p>
65	<p>Q 小中一種免の課程における「道徳の理論及び指導法」の科目について、高一種免においては法令の規定がないが、「大学が独自に設定する科目」として申請すれば、高一種免の単位として使用することが可能か。</p> <p>また、「大学が独自に設定する科目」に、教員養成を行う上で重要となる教養系の授業科目を配置することは可能か。(例、「科学者・技術者の倫理」「科学文化概論」等)</p> <p>A 前段は可能。後段は施行規則に定める各科目区分に準ずる内容であれば可能である。</p> <p>【参照】 「教育職員免許法施行規則」第2条第1項表備考第14号、第3条第1項表、第4条第1項表、第5条第1項表</p>
○ 「複合科目」について	
66	<p>Q 「複合領域」とは何か。「領域に関する専門的事項」における複数の領域を統合した内容を取り扱う科目なのか、または「領域に関する専門的事項」と「保育内容の指導法」を統合した科目を指すのか。</p> <p>A 例えば「環境」と「表現」領域に関する専門的事項を融合した科目や「保育内容の指導法(環境)」と「環境」領域に関する専門的事項を融合した科目を開設する場合は、「複合領域」の区分に開設が可能である。</p> <p>なお、小学校、中学校及び高等学校の教職課程における「複合科目」についても考え方は同様であり、「教科に関する専門的事項」の複数の事項を取り扱う科目や「教科に関する専門的事項」と「各教科の指導法」を融合した科目を「複合科目」の区分に開設が可能である。</p>
67	<p>Q 「複合科目」の修得及び開設にあたって、いわゆる教科専門科目と各教科の指導法に係る単位数の計算はどのようにすればよいか。</p> <p>A 施行規則に定める、「教科(領域)に関する専門的事項」と「各教科(保育内容)の指導法」の最低修得単位数を満たした上で、「複合科目(領域)」区分の単位数を「教科及び教科</p>

	<p>(領域及び保育内容) の指導法に関する科目」の総修得単位数に含めることができる。ただし「教科(領域)に関する専門的事項」や「各教科の指導法」は課程認定基準により最低開設単位(科目)数が定められており、「複合科目(領域)」の単位数はこの最低開設単位(科目)数に含めることはできないため、留意いただきたい。</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」4-1(1)(2)、4-2(1)(2)、4-3(1)(3)、4-4(1)(3)</p>
68	<p>Q 「複合科目」の開設は必須なのか。</p> <p>A 必須ではない。なお、平成27年度答申の趣旨を踏まえ、「専門的事項」と「指導法」の架橋科目(複合科目)の積極的な開設が期待される。</p>
69	<p>Q 一般的包括的内容を含む科目を「複合科目」に設定することができるか。</p> <p>A できない。一般的包括的内容を含む科目は、「複合科目」とは別に開設する必要がある。</p>
70	<p>Q 例えば、中学校教諭一種免許状(国語)の授与を受けるために、「教科に関する専門的事項」と「各教科の指導法」の内容を含めた複合科目のみ14科目28単位開設した場合、「教科に関する専門的事項」及び「各教科の指導法」のそれぞれの区分において授業科目を開設しないことも可能か。</p> <p>A 中一種免においては「各教科の指導法」を8単位、「教科に関する専門的事項」を20単位以上開設するよう、課程認定基準4-3で規定しているため、課程認定上においては「複合科目」のみの開設はできない。また、免許状取得要件を満たす上で、複合科目を「各教科の指導法」や「教科に関する専門的事項」の最低修得単位数に含めることはできない。</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」4-3(1)(3)、4-4(1)(3)</p>
71	<p>Q 幼稚園や小学校の教職課程において「複合領域(科目)」を担当する教職専任教員は、必要教職専任教員に含めることができるのか。</p> <p>A 課程認定基準4-1及び4-2に定めるとおり、「領域(教科)に関する専門的事項」の各領域(教科)における最低必要教職専任教員数を満たした上で、教職専任教員数に含めることができる。(例えば、幼稚園教諭養成課程の場合においては、「健康、人間関係、環境、言葉、表現」領域のうち3領域以上にわたり、各領域それぞれに1人以上(最低3名)の教職専任教員を配置した上で、4人目以降の教職専任教員として「複合領域」を担当する教職専任教員を必要教職専任教員数に含めることができる。)</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」4-1(3)、4-2(4)</p>
72	<p>Q 大学において共通開設する「複合科目」を担当する教職専任教員は、それぞれの課程において教職専任教員とすることが可能なのか。</p> <p>A 課程認定基準4-8に定めるとおり、それぞれの課程において教職専任教員とすることができます。ただし、課程認定基準4-3及び4-4に定めるとおり、必要教職専任教員数の半数(うち1人は教授)以上は、認定を受けようとする学科等の教職専任教員とする必要がある。</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」4-3(5)(※3)(※5)、4-4(5)(※3)(※5)、4-8(4)</p>

○教育実習について

73	<p>Q 課程認定を受ける場合に必要となる教育実習協力校の承諾書は、個別の実習校の承諾書ではなく、教育委員会の承諾書でもかまわないか。</p>
	<p>A 教育実習の受け入れ窓口が教育委員会になっているような場合は差し支えない。なお、栄養教諭養成の場合には、都道府県市の教育委員会の実習受入証明書を添付することを原則とする。</p>
	<p>【参照】 「教職課程認定基準」 14 (3)</p>
74	<p>Q 学科等の下に専修やコース（学則上に定められていない組織）を設け、そのうち一の専修やコースの学生のみが教職課程を履修できると定めた場合、実習校として当該専修・コースの定員に応じた学級数を確保することで足りるか。</p>
	<p>A 実習校の確保にあたっては、実際の履修人数にかかわらず、課程認定を受けた組織（この場合は「学科等」）の定員に応じて確保しなければならない。</p>
	<p>【参照】 「教職課程認定基準」 14 (2)</p>
75	<p>Q 教育職員免許法施行規則第2条第1項表備考第6号において、隣接種の学校における教育実習を認める旨の規定があるが、これに基づき、小学校教諭の教職課程における教育実習先を幼稚園のみ又は小学校と幼稚園の選択制とすることは可能か。また、その場合には、あらかじめ教職課程認定申請時に明記するとともに、後者の場合には、授業科目を分けて開講することが必要と思われるがいかがか。</p>
	<p>A 教育職員免許法施行規則第2条第1項表備考第6号において、隣接種の学校における教育実習を認める規定があるものの、教職課程認定にあたっては、置こうとする教職課程の学校種における教育実習の授業科目を開設することが望ましい。</p> <p>履修指導において、教育職員免許法施行規則第2条第1項表備考第6号に基づき、授与を受けようとする学校種とは異なる隣接種の学校における教育実習のみで、教育実習の単位を充足することについて妨げる規定はないものの、教員養成の質の向上の観点に照らして、大学が責任をもって適切な教育課程を編成することが必要である。</p>
	<p>【参照】 「教育職員免許法施行規則」 第2条第1項表備考第6号</p>
76	<p>Q 教育職員免許法施行規則第2条第1項表備考第6号において、教育実習の実習校種は明示されているが、教科についての記載がない。</p> <p>例えば、高等学校教諭（免許教科「情報」）の場合、商業科・工業科などでは、専門教育に関する科目の履修をもって教科「情報」の履修に替えていたり、情報の高等学校教諭免許状取得のための教育実習の受け入れについて、学生の母校等の高等学校側の理解を得ることが難しい状況がある。このような場合の教科の考え方について、教えてほしい。</p>
	<p>A 情報の高等学校教諭免許状取得のための教育実習であれば、情報の教科指導を行っている高等学校を実習校とすることが望ましい。</p>
77	<p>Q 母校実習の考え方について教えてほしい。</p>
	<p>A 教育実習については、大学の教職課程の一環として行われるものであり、大学は教育実習の全般にわたり、学校や教育委員会と連携しながら、責任を持って指導に当たることが重要である。</p>
	<p>学生が自ら教職に就くことを希望する出身地の母校をはじめとする学校で教育実習を行うことは、早い段階から地域の教育等を知る上で有意義である一方、母校実習は、比較的大学から遠隔地の学校で行われることが多く、このような場合の大学の指導体制をどのように</p>

	<p>に確保するか、教育実習を行う卒業生に対する実習校の評価の客觀性をどのように確保するかといった課題もある。</p> <p>従って、母校実習を行う場合は、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 大学と実習校とが十分に連携して指導を行うなど、大学が責任を持って教育実習に関わる体制を構築すること ② 実習校側も適切な評価に努めること <p>が必要である。</p>
78	<p>Q 幼保連携型認定こども園での教育実習を行う場合について、留意点はあるか。</p> <p>A 2歳以下の幼稚園に当たらないクラスでの教育実習は、免許法や免許法施行規則の規定に抵触するものではないが、3～5歳の児童に対応する幼稚園教諭の職務内容に即しているとはいえないため、教職課程認定の観点からは3～5歳のクラスでの教育実習が望ましい。</p>
79	<p>Q 高等学校での教育実習を行う場合において、通信制の高等学校を実習先としてよいか。</p> <p>A 通信制の高等学校での教育実習は、免許法や免許法施行規則の規定に抵触するものではないが、通学課程で行う教育実習と同等の内容となるよう、大学と実習先となる高等学校の間であらかじめ相談したうえで行うこと。</p>
80	<p>Q 在外教育施設の教育実習計画書について、どのような時に必要となるか。</p> <p>A 平成30年12月26日付通知のとおり、在外教育施設と協定を締結し、在外教育施設における教育実習を、教育職員免許法施行規則の各条に定める第五欄の「教育実践に関する科目」に位置づける場合、報告が必要となる。 教育職員免許法施行規則の各条に定める第六欄の「大学が独自に設定する科目」に位置づける場合においては、当課への報告は不要。 なお、在外教育施設と協定を締結した場合には、文部科学省総合教育政策局国際教育課在外教育施設企画調査係 (zaigai@mext.go.jp) に、別途報告を行うこと。</p>
○教育研究実施組織について	
81	<p>Q 学部共通科目を複数学科の「教科に関する専門的事項」としてある場合、当該科目を担当する教職専任教員は、それぞれの学科における「教科に関する専門的事項」の教職専任教員数に含めることができるか。</p> <p>A 教職課程認定基準4-8(4)により、複数の課程に共通に開設する授業科目を担当する教職専任教員をそれぞれの課程において教職専任教員数に含めることができる。ただし、中学校・高等学校の課程にあっては、必要教職専任教員数の半数（うち1人は教授）以上は当該学科の教育研究に従事する者でなければならないため、留意すること。【参照】「教職課程認定基準」4-8(4)</p>
82	<p>Q 学科等にではなく、教職センターのような学内組織に所属する教員は、学科等の教職専任教員として含めてもよいか。</p> <p>A 教職センターに所属している教員であっても、教職課程認定基準3(7)①～④を満たしていれば、学科等の教職専任教員として含めてもよい。 【参照】「教職課程認定基準」3(7)</p>
83	<p>Q 申請学科等の教職専任教員であれば、「教科に関する専門的事項」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」などの両方の教職専任教員として扱ってもよいのか。</p> <p>A できない。教職課程認定基準において、教職専任教員は、「教科（領域）に関する専門的</p>

	<p>事項」、「教育の基礎的理解に関する科目等」、「特別支援教育に関する科目」又は「養護に関する科目」のいずれかの科目を担当する教職専任教員として取り扱うことと規定されており、いずれか一つの科目においてのみ教職専任教員として扱うことが可能となっている。このため、例えば申請学科に所属する教職専任教員であっても、「教育の基礎的理解に関する科目等」などの教職専任教員としてカウントした場合には、当該教員は、当該学科の「教科に関する専門的事項」の教職専任教員としてカウントすることはできず、「教科に関する専門的事項」も担当する場合には、兼任教員として整理することになる。</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」3 (9) (10)</p>
84	<p>Q 「教職課程認定基準4 – 3 (2)」に規定する、「他学科等で開設する科目をもってあてる」とができることはどのようなことを指すのか。いわゆる科目の共通開設とは異なるのか。</p> <p>A 「科目をもってあてる」とは、教職課程の科目内容の水準の維持・向上等を図るという観点から、専門性の高い科目を、<u>教職課程認定を受けていない学科等</u>から借りてくることを意図している。教職課程を置く学科同士で科目を融通しあうことを目的としたものではないため、留意すること。</p> <p>「共通開設」とは、「教科に関する専門的事項」及び「教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」を、全学共通科目や、学部共通科目など、学則上、複数学科の共通履修科目として学科の科目から独立して置かれている科目等を想定している。</p>
85	<p>Q 「みなし教職専任教員」とは何か。また、当該教員を必要教職専任教員数として含めた場合でも、定められている数のうち、半数以上は、自学科の教職専任教員の配置が必要であるが、必要教職専任教員数が3人と定められている教科の場合、半数はどのように計算するのか。</p> <p>A 「みなし教職専任教員」は、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程における「教科に関する専門的事項」に固有の特例である。中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程においては、「教科に関する専門的事項」について、施行規則第4条第1項表備考第1号又は第5条第1項表備考第1号に定める事項の半数までは、他学科において開設される授業科目をあてることが可能となっているが、他学科の授業科目をあてる場合に、当該授業科目を担当する教員が他学科の基幹教員であるならば、「みなし教職専任教員」として、自学科の教職課程の教職専任教員数に含めることができるが、他学科の授業科目を充てない場合には、「みなし教職専任教員」として、他学科の専任教員を必要専任教員数に含めることはできない。</p> <p>例えば国語の教職課程における「教科に関する専門的事項」の必要教職専任教員数は、3人以上と定められており、半数以上は自学科の教職専任教員でなくてはならないと規定されている。3人の半数は1.5人であるが、1.5人以上の人数、すなわち必要教職専任教員数3人のうち2人以上は自学科の教職専任教員をあてる必要があり、このため、「みなし教職専任教員」として認められるのは1人となる。</p> <p>なお、みなし教職専任教員を複数の教職課程それぞれの教職専任教員とすることのできる規定はない。(例えば中学校国語、高校国語どちらも教職専任教員とすることはできない。)</p> <p>【参照】「教職課程認定基準」4 – 3 (2)、(5) i) (※2) (※5)、4 – 4 (2)、(5) i) (※2) (※5)</p>

86	<p>Q 中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程における「教育の基礎的理解に関する科目等」などの必要教職専任教員数について、教職課程認定基準において「大学におけるこれらの課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて」とあるが、一の学科において開設している科目を他の学科でも履修するようにしている場合、必要教職専任教員数を算出するにあたっては、科目を開設している学科の定員を基準とするのか、科目を履修する学科すべてを合計した定員を基準として算出するのか。また、一の学科に所属する教職専任教員のみをもって、それぞれの課程における必要教職専任教員数を満たしているといえるのか。</p> <p>A 共通に履修することとなる教職課程を置いている学科等すべての入学定員の合計数を基準として算出する。なお、学則上は一の学科にのみ位置付けられている「教育の基礎的理解に関する科目等」などを他学科でも履修させるようにしている場合であっても、教職課程認定上は、複数の課程で共通の授業科目を開設していると考えるため、教職課程認定基準4-8(4)より、一の学科に所属する教職専任教員のみをもって、それぞれの課程における必要教職専任教員数を満たすことは可能である。</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」4-3(5)ii)、4-4(5)ii)、4-8(4)</p>
87	<p>Q 大学において同一の学科等で小学校教諭及び幼稚園教諭の教職課程を置く場合、必要教職専任教員数は低減されないのか。</p> <p>A 教職課程認定基準4-8(4)前段に基づき、同一の学科等において、小学校教諭及び幼稚園教諭の教職課程を置く場合、共通開設することが認められている授業科目を担当する教職専任教員については、それぞれの課程の必要教職専任教員数に含めることができるようになっている。</p> <p>また、4-1(3)(※3)及び4-2(5)により、それぞれの課程で教職専任教員とすることができる。</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」4-8(4)</p>
88	<p>Q 大学院におけるいわゆる独立研究科（基礎となる学部を持たない研究科）の教職専任教員が、学部学科等の課程の授業科目も担当している場合、当該学部学科等の教職専任教員として取り扱ってもよいか。</p> <p>A 当該学部学科等の教職専任教員とすることはできない。</p> <p>原則として、教職専任教員は、当該課程を有する学科等の教育研究に従事する者でなければならないところ、特例として、大学の学科等と大学院の研究科専攻等が同一の教育研究分野を有する場合で、同一の学校種の教職課程を置く場合には、大学院の当該研究科における教職課程において、大学の学科等の教職課程の教職専任教員をあてることが可能となっているが、質問の場合はこれにあてはまらない。</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」5-8(4)、(5)、(6)</p>
89	<p>Q 通信教育の課程における教職課程の場合、必要教職専任教員数は低減されるのか。</p> <p>A 通学教育の課程と通信教育の課程が同一である場合には、通信教育の課程の教職専任教員については、通学教育の課程の教職専任教員をもってあてることが可能となっているが、原則として、通信教育の課程における教職専任教員は、通学教育の課程の場合の規定に準じて配置する必要があり、必要教職専任教員数に差異はなく、通信教育の課程において必要教</p>

	<p>職専任教員数を低減する規定はない。</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」8（1）、（2）</p>
90	<p>Q 教職課程認定上の授業科目を担当する特任教員（特任教授・特任准教授など）は、同課程上における教職専任教員とすることができますか。</p> <p>A 教職専任教員の定義は、教職課程認定基準3（7）に規定しており、該当するかどうかを判断するに当たって特任教員などの学内における呼称に制限はない。</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」3（7）</p>
91	<p>Q 1つの学科で複数の免許教科の教職課程認定を受ける場合（たとえば、数学と工業）、ある1人の教職専任教員が、数学の授業科目と工業の授業科目の両方の授業科目を担当することになった場合、両方の教職課程において教職専任教員として必要教職専任教員数に含めることができるか。</p> <p>A できない。教職課程認定基準において、教職専任教員は、「教科に関する専門的事項」、「教育の基礎的理解に関する科目等」など、「特別支援教育に関する科目」又は「養護に関する科目」のいずれかの科目を担当する教職専任教員として取り扱うことと規定されているが、ここでいう「教科に関する専門的事項」については、『免許教科ごとの「教科に関する専門的事項』』という意味も包含されている。</p> <p>このため、共通に開設することが認められていない教科の「教科に関する専門的事項」の担当教員を両方の教職専任教員として取り扱うことはできず、どちらか一方の課程の教職専任教員とし、もう一方の課程については教職課程認定上の「兼担教員」として取り扱うこととなる。</p> <p>【参照】 「教職課程認定基準」3（9）、4－8（4）</p>
92	<p>Q 必要教職専任教員数や教育実習校の必要学級数について、入学定員によって数が異なると思われるが、この入学定員には編入学生数も含まれるか。</p> <p>A 編入学定員、科目等履修生定員及び臨時定員等は含まず、学則に定める入学定員を指す。</p>
93	<p>Q 教職課程を受けている学部学科等の定員変更や教職課程を取り下げた場合、変更（取下げ）前の教職関係科目や教職専任教員数はいつまで維持する必要があるか。</p> <p>A 取下済の教職課程に関する教職課程関係科目や教職専任教員数の維持が必要な期間について基準等に特段の定めはないが、旧課程に在籍する学生が教員免許状取得に関し不利益を被ることのないよう、大学として適切に対応すること。</p>
94	<p>Q 教職課程認定基準3（8）に、「学科等における団地が複数に分かれしており、これらの団地間の距離が50kmを超える場合は、団地ごとに「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」を開設し、団地ごとの入学定員に応じた教職専任教員を配置しなければならない。」との規定があるが、後段の多様なメディアを高度に利用して授業を行う場合、どのように課程認定申請書や変更届に示せばよいか。</p> <p>A 課程認定申請書（様式第2号）や変更届（新旧対照表）の備考欄において、関連の授業について、多様なメディアを高度に利用して授業を実施する旨を示すこと。</p>

○その他	
95	<p>Q 論文執筆や研究指導を目的とした科目を教職課程の科目として申請してよいか。</p> <p>A 卒業論文、修士論文等の作成に関連した論文執筆や研究指導を目的とした科目などでは、学生によって扱う研究テーマ等が異なり、学校教育に資する教科又は教職の専門性にどのようにつながるか不明であることから、教員免許取得のために必要な単位として適當とは言えない。</p>
96	<p>Q 施設・設備について、教職課程認定基準において「…十分に備えられていなければならない」とあるが、施設数、図書の冊数等に基準があるのか。</p> <p>A 明確な数的基準はないが、カリキュラムや学生数なども踏まえて、十分な環境となっているかどうかを適切に判断すること。特に小学校教諭の教職課程においては、理科実験室や体育施設等、開設する授業科目に応じて備えておくべき施設・設備が幾つか考えられる。学外の施設の利用も可能であるが、学外の施設を利用する場合には、授業開講スケジュールも勘案し、実質的に活用できるかどうかを検討の上、利用計画を立てること。</p>
97	<p>Q 既に教職課程認定を受けている課程において、教職課程認定基準等に照らし、適切でない形態をとっていることが判明した場合、どのように対応すればよいか。</p> <p>A 教職課程認定基準において、「大学は、この基準より低下した状態にならないようにはことはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。」と規定している。教職課程認定基準等に照らし、適切でない状態となっていることが判明した場合には、速やかに適切な形態になるように是正すること。なお、是正した内容に応じて、変更届の提出を要する場合には、適時変更届を提出すること。</p>
98	<p>Q 施行規則第 66 条の 6 科目に定める科目について、検定試験や資格等に基づき認定を行った単位をあてることは可能か。</p> <p>A 大学設置基準等の規定に基づき大学において認定された単位であれば可能。</p>
99	<p>Q 「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度」について「応用基礎レベル」のみ、認定を受けているが、「リテラシーレベル」の認定は受けていない。 令和 3 年 11 月 2 日の質問回答集 No.36 では、まだ「リテラシーレベル」の認定プログラムのみ定められていた状況であり、その後、「応用基礎レベル」の認定制度が始まったが、「応用基礎レベル」のみ認定を受けた場合には対象となるか。</p> <p>A 対象となる。</p>

●手続き関係

○教職課程認定申請について	
100	<p>Q 課程認定申請書に記載する授業科目の担当教員は、認定後 4 年間の計画を示すのか、それとも認定年度の状況を示すのか。</p> <p>A 認定年度の入学生が卒業するまでの間の一連の教育課程における授業科目の担当教員の状況（大学であれば 4 年間、短期大学であれば 2 年間）を計画的に記載することとなる。</p>
101	<p>Q 課程認定申請書を提出してから認定を受けるまでの間で、大学（学部）設置の申請における指摘や教職課程の担当教員が、やむをえない理由（例：死亡・病気退職など）により変更する場合、どのように対応すればよいか。</p>

	A 判明後、すみやかに文部科学省へ連絡すること。
102	<p>Q 認定課程を有する学科が、改組となった場合に、再度課程認定を受ける必要があるか。届出設置の場合には、変更届の提出でよいのか。例えば、以下のような場合には、再度の課程認定申請が必要か。</p> <p>(例)</p> <p>認定課程を有する学部学科と認定課程：</p> <p>○外国語学部 英語学科 = 中一種免（英語） 日本語学科 = 中一種免（国語）</p> <p>改組後：</p> <p>○外国語学部 多言語多文化学科 英語専攻 = 中一種免（英語） 日本語専攻 = 中一種免（国語）</p> <p>A 届出設置であるか否かに関わらず、教職課程認定審査の確認事項1（1）より、学科等の組織の設置、廃止及び分離と解される場合には、原則として新たに教職課程認定を受けなければならない。例の場合は、外国語学部において、既存の学科を廃止し、新たな学科の設置が行われていることから、新たに教職課程認定を受けなければならない。</p> <p>ただし、同基準1（1）①～④に該当する場合は、新たに教職課程認定を受ける必要がない。いずれにせよ、教職課程認定を受けた際と異なる組織や教育課程等に変更を予定している場合には、文部科学省に相談すること。</p>
103	<p>Q 公立大学が法人化し改組を伴わない場合、名称変更のみでよいか。</p> <p>A 法人化により設置者や名称が変更になる場合には、あらかじめ文部科学大臣に報告すること。また、教育課程（教育研究実施組織を含む。）に変更が生ずる場合には変更届を提出しなければならない。</p>
104	<p>Q 学部等の改組により、申請を行った場合、旧課程について取下げ届は必要か。</p> <p>A 必要である。なお、提出のタイミングについては、申請課程の認定が決まった後とする。課程認定申請書において、申請課程以外の情報も記載されているところではあるが、認定年度に、新たに認定を受けた課程以外の認定課程において入学定員や学科等名称の変更がある場合には、申請書とは別に変更届を提出する必要があるため、注意すること。</p>
105	<p>Q 現在教職課程認定を受けている学科の入学定員を増員したいが、その場合に再度教職課程認定を受ける必要があるか。また、学科名称のみを変更する場合はどうか。</p> <p>A 原則として、学科の改組等を伴わない入学定員及び学科名称のみの変更であれば、改めて課程認定申請をする必要はないが、変更の届出が必要である。なお、当該学科等の教育課程の内容（教職課程に限らずに学科等全体の教育課程）が変更となる場合には、再度課程認定を受けることが必要になる場合があるため、特に、学科名称変更を行う場合には留意すること。また、変更の届出のみで済む場合であっても、入学定員に応じて必要教職専任教員教が変わることなどに留意し、変更に伴って、教職課程認定基準を下回ることがないようにすること。<u>担当教員等を増員（変更）する場合には、適切な業績を有する者であるかどうかを確認することが重要である。その他、変更内容について大学が責任をもって確認し、変更の届出を行うこと。</u></p>

106	<p>Q 小学校及び中学校の教職課程認定申請をする際に、介護等体験を行う社会福祉施設の一覧等の書類の提出が必要か。</p> <p>A 教職課程認定の申請時に、介護等体験特例法に係る書類の提出は求めていない。ただし、当該学校種の教職課程を置く場合には、学生が介護等体験を適時に経験することができるよう、大学は関係機関と連携し、学生へ適切に指導することが必要である。</p>
○教育研究業績書について	
107	<p>Q 音楽や美術関係でのコンクール発表等を「担当授業科目に関する研究業績等」欄に記載することはできないのか。</p> <p>A 演奏会や展示会のみをもって「活字の業績」とみなすことができないため、「担当授業科目に関する研究業績等」に記載はできない。演奏会や展示会の実績は「教育上の能力に関する事項」又は「職務上の実績に関する事項」に記載することとなる。</p>
108	<p>Q 活字業績について、最低限必要な執筆分量はあるのか。</p> <p>A 業績審査に係る執筆の分量については、当該業績の概要や「教育上の能力に関する事項」「職務上の実績に関する事項」も含めて総合的に審査を行うため、一概に示すことはできない。ただし、(あくまで目安であるが) 活字の総執筆分量が一桁ページの場合や、①記載された業績がすべて「共同研究により抽出不可」等により執筆ページ数が特定できない等の場合は、業績追加の指摘がなされる可能性が非常に高いため、留意いただきたい。</p>
109	<p>Q 活字業績について、最低限必要な論文の本数はあるのか。</p> <p>A 論文数や論文の形態（著書、論文、教育実績記録等）及び単著共著の別、執筆ページ数についての定量的な基準は設けられていないが、業績が1本のみの場合は業績追加の指摘がなされる可能性が高くなるため、留意いただきたい。</p> <p>なお、当該授業科目における担当内容と関連がない論文等は業績とみなされないため、記載内容は精選すること。</p>
110	<p>Q 学会によっては紙媒体の論文集を廃止し、インターネット上での論文集のみを掲載している場合があるが、「活字業績」として扱ってよいか。</p> <p>A 活字化し公刊されている場合においては、紙媒体で発行されていない状態でも差し支えない。その場合においては、当該業績の執筆ページ数はA4用紙に換算の上記載する。</p>
111	<p>Q 授業で使用する自作のテキストをシラバスに添付しインターネット上に公開しているが、「活字業績」として扱ってよいか。</p> <p>A 広く一般的に閲覧が可能な状態でインターネット上に公開しているのであれば、当該業績は「公刊」されているとみなされるが、自作のテキストを研究業績とみなすことはできないため、「担当授業科目に関する研究業績等」欄への記載はできない。なお、授業中に活用している自作の教科書や教材は「教育上の能力に関する事項」の作成した教科書・教材として記載が可能である。</p>
112	<p>Q 自作のテキストを冊子媒体にして授業中に配付しているが、(著書)の「活字業績」として扱ってよいか。</p> <p>A 出版社を通じて流通し、書店などにおいて販売されている書籍についてのみ(著書)として記載可能であるため、冊子化されていても流通・販売されていない場合は(著書)として記載はできない。なお、授業中に活用している自作の教科書や教材は「教育上の能力に関する事項」の作成した教科書・教材として記載が可能である。</p>

	る事項」の作成した教科書・教材として記載が可能である。
113	<p>Q 「学校経営計画」や「年次指導計画」など、実務のための書類として作成・公表するような年度計画やリーフレットを「担当授業科目に関する研究業績等」欄に記載できるか。</p> <p>A 実務のための書類として作成・公表するような年度計画やリーフレットは内容により、「担当授業科目に関する研究業績等」の（その他）又は「教育上の能力に関する事項」若しくは「職務上の実績に関する事項」の「5. その他」に記載可能である。</p>
114	<p>Q 科学研究費助成事業の報告書を、「担当授業科目に関する研究業績等」の（学術論文等）として記載できるか。</p> <p>A 科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金／科学研究費補助金）の報告書は、「担当授業科目に関する研究業績等」の（その他）として記載すること。</p>
115	<p>Q 実務家教員の定義について、例えば、大学設置基準のように「実務経験○年」、「離職後○年以内」といった具体的な年数や、一般教諭と校長経験者の違い等があるのか。</p> <p>A 教職課程認定においては実務家教員についての定義は特に定めていない。大学設置基準上の実務家教員ではなくても「職務上の実績に関する事項」への記載は可能である。</p>
116	<p>Q 「職務上の実績に関する事項」は、いわゆる「実務家教員」のみが記載可能な項目なのか。</p> <p>A 実務家教員でなくても、「職務上の実績に関する事項」に記載することは可能である。</p>
117	<p>Q 「職務上の実績に関する事項」は当該免許状の学校種に基づくもののみ記載可能なのか。</p> <p>A 「職務上の実績に関する事項」については担当授業科目と関連のある内容を記載する。記載する学校種は限定されないが、当該免許状の学校種に基づいている方が望ましい。</p>
118	<p>Q 「職務上の実績に関する事項」について、何らかの記載が必須となるのか。</p> <p>A 「職務上の実績に関する事項」への記載は必須ではない。</p>
119	<p>Q 活字業績がない場合でも、職務上の実績において顕著な業績があれば「総合的に判断して」授業科目担当「可」となる場合があるのか。</p> <p>A 職務上の実績を有している場合であっても、活字の業績が一切ない場合は、当該科目を担当するために十分な能力を有する者であると認められない。</p>
120	<p>Q 「直近 10 年以内の教員審査における審査結果を尊重する」とあるが、「直近 10 年以内に教員審査を通過している教員については、教員審査は行わない」あるいは「業績書の提出は必要ない」と同義であると理解してよいか。</p> <p>A 同義ではない。「過去の審査結果を尊重」するが、教員審査は実施するため、直近 10 年以内に教員審査を通過している教員であっても業績書の提出は必要であり、また、課程認定委員会の審査において指摘をされる可能性はあるため、留意いただきたい。</p>
121	<p>Q 業績不足が懸念される場合において、諮問前に業績を追加することは可能か。</p> <p>A 申請書提出後に公刊された業績を追加することはできない。</p>
○その他書類の作成・提出方法について	
122	<p>Q シラバスや業績書を英語で作成してもよいか。</p> <p>A 英語（日本語以外の外国語）で作成する場合においては、併せて日本語訳を添付する必要がある。業績書については、各業績の「概要」欄の日本語訳を記載する。</p>
123	<p>Q 「複合科目」を開設しない場合は、行そのものを削除する必要があるか。</p> <p>A 行を残して空欄とする。</p>

124	<p>Q 「各教科の指導法」を大学において共通開設する場合などに記載をするのか。</p> <p>A それぞれの学科の様式において、共通開設欄に「他」と記載し、備考欄（変更届においては履修方法等欄）に開設元の学科等を記載する。（「複合科目」も同様）</p>
125	<p>Q 学則は、当該学科の開設科目と履修方法が記載された箇所のみの提出で足りるか。</p> <p>A 学則の提出に当たっては、開設科目一覧と履修方法に加えて、「学科等の名称」、「卒業要件」、「入学定員」と「学位の名称」が記載されている箇所以外については省略をすることができる。また、学位規程など、上記を定める規程を学則とは別に設けている場合は、その規程も併せて提出する必要がある。</p>
○変更届について	
126	<p>Q 教職専任教員を変更する場合、変更後の新規追加教員について、担当授業科目を担当するために十分な資質・能力を有する者であるかどうかの審査を受けることになるのか。</p> <p>A 教職課程認定から何年か経過した後には、教員の退職等により、教員変更を余儀無くされることは当然考えられるが、その変更の度に教職課程認定申請時の審査と同様に課程認定委員会において変更内容を審査することは実質不可能である。このため、教員変更にあたっては、教育職員免許法及び同法施行規則、並びに昨今の中央教育審議会等における教員養成を巡る動向に留意しつつ、<u>当該担当教員が、教職課程の各授業科目の内容を教授するに当たって適當な業績を有しているか否かについて、各大学の責任のもと、当初課程認定を申請した際に受けた指摘事項を踏まえて、丁寧に確認することが必要である。</u></p> <p>なお、教員変更に当たっては、施行規則第21条第2項に基づき、あらかじめ文部科学大臣へ届け出ること（いわゆる「変更届」を提出すること）となっている。様式の体裁も含めて、各大学で確認の上、適時提出すること。</p>
127	<p>Q 教職課程における教職専任教員が、海外研修（サバティカル）や育児休業等の事情により、大学を離れる期間がある場合には、新たに教職専任教員を雇用しなくてはならないのか。また、変更届の提出が必要か。</p> <p>A 海外研修（サバティカル）や育児休業等によって大学を離れる期間がある場合には、必ずしも教職専任教員を新たに雇用することは要しないが、当該期間において、教職専任教員と同等の役目を果たす代わりの教員を大学の責任において確保し、教職課程の運営に支障のないように配慮すること。</p> <p>なお、その際、教職専任教員を新たに雇用する場合や既に配置されている教職専任教員の担当授業科目を追加する場合など、変更届が必要な場合に該当する対応を行うのであれば変更届が必要であるが、そうでない場合には、変更届の提出を要しない。</p>
128	<p>Q いわゆる「旧課程」の科目を「新課程」の科目と併せて行う場合において、変更届の提出は必要か。</p> <p>A 当該年度の在学生が全て卒業することをもって廃止となる「旧課程」の科目であっても、教育課程の変更を行うのであれば『平成30年度以前の教職課程用』の変更届の提出が必要となる。</p> <p>なお、旧課程と新課程の科目を併せて行うことは可能だが、当該科目が新課程・旧課程両方において適切な科目名称及び内容であることが前提となるため、各大学等において適切に取り扱うこと。</p>

129	<p>Q 「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の公布及び特別支援学校教諭免許状カリキュラムの策定等について（通知）（4文科初第969号 令和4年7月28日付）」において、高等学校教諭普通免許状の授与に必要な科目の単位に含めることが必要な事項等が「総合的な学習の時間」から「総合的な探究の時間」に改められたことに伴い、中高で共通開設をしている授業科目「総合的な学習の時間の指導法」の科目名称を変更する必要があるのか。</p> <p>A 変更する必要はないが、「総合的な探究の時間の指導法」の内容についても学習指導要領に照らして適切に扱うこと。また授業科目名称を「総合的な学習（探究）の時間の指導法」等と変更する場合には変更届を提出すること。</p>
130	<p>Q 単位数の変更を伴わず、授業科目1単位あたりの時間や授業回数や授業科目の開講時期を変更しようとする場合、教職課程の各科目について、変更届を提出する必要があるのか。</p> <p>A 届出を必要とする変更に当たらないため、変更届の提出は不要である。 【参照】教職課程認定の手引き（令和8年度）<本体>I 3 (2)</p>
131	<p>Q 教職課程認定審査の確認事項1(1)③及び④に規定する「従前の学科等の教職課程と概ね同一である」とあるが、「概ね同一」とはどの程度を指すか。</p> <p>A 学科等の改組については大学によって状況が異なるため総合的な判断になるが、学科等の廃止及び新設により、従前の学科等と比較して半数を上回るような授業科目数や教職専任教員数の変更がある場合は概ね同一とは言いがたい。</p>
132	<p>Q 「教科に関する専門的事項」などの教職課程についてのカリキュラム改正を行った場合に、新入生だけではなく、在学生にも適用することは可能か。</p> <p>A 複数年度の入学制の教育課程に適用する場合は、変更届の新旧対照表備考欄に適用年度を記載する。</p>
○教職課程を置く大学における事務等について	
133	<p>Q 教員免許状の授与を受けるために、授与権者（都道府県教育委員会）へ提出する授与申請書類のうち、大学が作成する「学力に関する証明書」において、「教科に関する専門的事項」の各科目の「一般的包括的な内容」を有する科目を修得しているかどうかをどのように記載すればよいのか。</p> <p>A 授与権者が、大学の授業科目のうちどれが「一般的包括的な内容」を有する科目であるかを知るためにには、大学に照会しない限り特定できないため、大学が作成する「学力に関する証明書」において、該当する科目に○や下線を付して記載するなど、表記を工夫してほしい。</p>
134	<p>Q ホームページ上に学力に関する証明書の記載例が掲載してあるが、このとおりに作成しなければならないのか。</p> <p>A ホームページ上に掲載してある「学力に関する証明書」は、あくまで記載例であるため、必ずしもこのとおりに作成する必要はない。 ただし、施行規則に規定されている文言は原則として「学力に関する証明書」に全て記載した上で作成することが必要である。ただし、適宜項目の追加等をすることは構わない。また、大学の所在する都道府県教育委員会をはじめ、各都道府県教育委員会の定める授与申請手続きに則って書類を作成すること。</p>
135	Q 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目について、大学において証明をしなけ

	<p>ればならないのか。</p> <p>A 教育職員免許法第7条に基づき、教職課程の有無に関わらず、大学（文部科学大臣の指定する教員養成機関、並びに文部科学大臣の認定する講習及び通信教育の開設者を含む。）は、希望者に対して学力に関する証明書を発行しなければならない。</p>
136	<p>Q 課程認定を受けるには、教職課程認定基準に定める必要教職専任教員数を満たさなければならないが、やむを得ない事由により、急遽、教職専任教員が退職し、基準に定められている必要教職専任教員数を満たさなくなる場合が生じた際にはどうすればよいのか。</p> <p>A 教職課程認定基準に定める必要教職専任教員数を満たすように、速やかに教職専任教員を補充すること。また、補充までの期間に空白がないように努めることはもとより、空白期間が生じるとしても、当該教職課程の実施において支障のないようにすること。なお、兼任教員を補充するのみで対応するなど、恒常的に必要教職専任教員数を満たさない状況を作らないこと。</p>
137	<p>Q 平成10年4月1日以前に大学に在学した者で、卒業するまでに小学校教諭普通免許状又は中学校教諭普通免許状に係る所要資格を得た者が、これらの免許状の授与を受けるにあたって、介護等体験を行うことが必要か。</p> <p>A 不要である。 「小学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（いわゆる「介護等体験特例法」）は、平成10年4月1日から施行となっているが、同法附則第2項において、施行の日よりも前に教職課程を置く大学等に在学した者で、これらを卒業するまでに普通免許状に係る所要資格を得たものについては、介護等体験を要しない旨が定められている。</p>
138	<p>Q 介護等体験の証明書において、“施設の長の名”の欄において、指定管理者制度関係で「管理者」との表記が増えてきている。各都道府県教育委員会への免許申請をするにあたり、一律に受付をしてもらえるとの確約があるのか。介護等体験の制度として、各都道府県において申請や対応に大きな開きがあり、現場での取りまとめが厳しい現状がある。</p> <p>A 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則」（いわゆる「介護等体験特例法施行規則」）第4条より、介護等の体験を行った学校又は施設の長が、介護等の体験に関する証明書を発行しなければならない。 この証明書において、指定管理者制度上の管理者を施設の長とすることの是非については、各地方自治体における条例において定められている管理業務の範囲による。条例により、管理者が施設の長と同等の職務を有する者とされているのであれば、管理者を施設の長として証明書を発行することは適当と解する。</p>
139	<p>Q 「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について(26文科初第630号 平成26年9月26日付)」において、教員の養成の状況についての情報の公表を行うこととされているが、どの程度、詳細に公表する必要があるのか。また、今後、公表に関して様式や方法を定める予定はあるか。</p> <p>A 公表する内容の範囲については、情報公開の意義を踏まえつつ各大学において適切に判断することとなるが、教員に関する情報については、常勤、非常勤の別を問わず、教職課程の授業科目を担当する教員全てについて公表すること。なお、様式等を定める予定はないが、</p>

	教職課程を志望する学生等が情報収集を行いやすくなるよう留意すること。（ホームページにおいて教職課程に関する情報を1箇所に集約する等）
--	--

●その他

○他の資格科目と教職課程の科目との併用について	
140	<p>Q 公認心理師の資格科目と教職課程の科目を併せて開設している場合において、公認心理師の資格審査の際に名称や内容変更の指示があった場合においてはどのように対応すればよいか。</p> <p>A 公認心理師に係る科目の名称については、公認心理師法施行規則（平成29年9月15日施行）により定められているため、教職課程の科目と併せて開設する場合においては、同規則にも適合する科目名称とした上で申請書を提出する。</p> <p>なお、公認心理師に係る科目と教職課程の科目を併せて開設することは可能であるが、課程認定における審査においては、他の科目と同様に教職課程の科目として適切な名称及び内容であるか確認を行うので、授業内容の変更や科目名称の変更を指摘される可能性があるため、留意いただきたい。（例えば、公認心理師法施行規則に規定する科目名称を括弧書きで付記しつつ、教職課程の科目として適切な名称を設定することなども考えられる。）</p> <p>また、公認心理師以外の資格科目と教職課程の科目を併せて開設する場合においても同様の考え方となる。</p>